

# 安全管理規程施行細則

秋北タクシー株式会社

## 第1条（目的）

本細則は安全管理規程の施行に関する細則を定める。

## 第2条（輸送の安全に関する重点施策）

### （1）安全管理室の業務

運輸安全マネジメントを円滑に遂行するため、安全管理室は安全統括責任者の指示の下、以下の業務を遂行する。

1. 安全方針の策定及び事故防止のための目標・計画立案を推進する。
2. 輸送の安全に関する乗務員教育、各種委員会開催等年度計画策定及び実績管理。
3. 内部監査（役員・本社員巡回指導をいう）実施の計画立案及び結果管理。
4. その他安全マネジメント全般に関する事項について、経営トップ及び安全統括管理者と営業所間の業務推進調整を行う。

### （2）内部監査について

（目的）安全マネジメントの実施状況を点検することを目的とする。

（機能）輸送の安全確保の見地から運輸事業に係る業務を適正に把握し、安全マネジメントの向上及び改善に寄与することにある。

（実施回数）毎月1回以上とする。

（実施方法）内部監査は「役員・本社員巡回指導」という名称で実施する。

（監査責任者）安全統括責任者とする。

（監査実施者）役員及び事業管理部が遂行する。

また、安全統括責任者は監査に当たり、社内から上記以外の監査実施者を必要に応じて求めることができる

（監査対象）営業所及び車庫とする。

（その他）代表取締役は安全マネジメントの普及に努めること及び輸送の安全の確保に主導的な役割を果たすことから、内部監査とは別に、毎月1回営業所及び車庫を巡回指導する。

### （3）輸送の安全の確保に関する社内体制（組織）の構築

1. 経営トップを起点とする連絡体制及び指揮命令系統並びに業務処理については、別紙組織図（別表1-1～3）の通りとする。
2. 安全統括責任者が病気又は不在時は安全統括責任代務者が代務執行する。
3. 営業所長は現場における体制の長として輸送の安全の確保に関する権限を有し、情報の連絡及び指揮命令に関わる行為を速やかに実行する。
4. 乗務員及び運輸事業に携わる社員は、上記連絡、指揮命令を受ける他、常に安全の向上に資する技能等の向上に努め、安全な輸送の確保を行う。

### （4）輸送の安全に関する教育及び研修の実施

1. 運行管理者及び補助者教育：自動車事故対策機構主催講習会への受講

2. 乗務員教育：年間計画による社内教育実施（計画表は毎年別表にて作成とする：別表2）
3. 指導乗務員研修：本社及び所轄営業所にて随時実施とする
4. 添乗指導の実施：所轄営業所の運行管理者による年間指導実施

### 第3条（輸送の安全に関する目標）

安全管理規程に基づき輸送の安全に関する目標を下記の通りに定める。

- （1）目標は年度毎に設定する。
- （2）目標は会社全体及び営業所毎に設定する。
- （3）目標は別表にて毎年作成する。（別表3）

### 第4条（輸送の安全に関する計画）

- （1）乗務員の年間教育の実施
- （2）車両代替による安全輸送の確保
- （3）法令順守徹底に対するマニュアルの作成
- （4）安全輸送・接遇委員会の定期的開催
  - ①営業所での開催（毎月）
  - ②本社での全体開催（3ヶ月毎）
- （5）飲酒運転防止委員会の定期的開催
  - ①本社での全体開催（2ヶ月毎）
- （6）整備会議の開催
  - ①本社での全体会議（上期、下期各1回以上開催）

### 第5条（事故、災害等に関する報告連絡体制）

事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制は本細則第2条2項の定めと同様とする。  
（別表1－1～3）

### 第6条（情報の公開）

安全管理規程に基づき毎年度外部に公表するものとし、下記の通りに定める。

- （1）公表手段としてホームページに掲載する。
- （2）情報管理は安全管理室を窓口とし、事業管理部自動車課及び経営管理部総務課を主管部署とする。
- （3）その他緊急時を含め公開に当たっては、安全統括責任者の指示に従うものとする。

### 第7条（輸送の安全に関する記録の管理等）

安全管理規程については業務の実態に応じ適時適切に見直しを行うとあるが、記録の管理・保存の方法を含め下記の通りに定める。

- （1）安全管理規程及び本細則の見直しについては、安全統括責任者の指揮命令の下、事業管理部自動車課及び経営管理部総務課との合議にて行うこととする。

- (2) 規程承認に当たっては、当社規程管理規程及び職務権限規程で定める基準に従い稟議決裁を受けることとする。
- (3) 輸送の安全に関する会議議事録については会議主管部門にて記録し、3年間保存とする。
- (4) 内部監査結果書類（役員・本社員巡回指導記録）は安全管理室にて記録し、安全統括責任者が3年間保存とする。
- (5) 各営業所での輸送の安全に関する記録は各営業所にて3年間保存の上、一部を安全管理室に提出とする。

#### 第7条（附 則）

- 1 本細則の改廃は、規程管理規程の定めるところによる。
- 2 本細則は平成22年11月1日より施行する。